犬山市公式キャラクターの使用に関する契約書（営利目的）

一般社団法人犬山市観光協会（以下、「甲」という）は、犬山市公式キャラクター（以下、「本件キャラクター」という）に関する著作権を有すると共に、本件キャラクターの図形及び名称に関し、商標権（登録第５４３４６８０号、及び登録第５４３４６７９号）を有している。

［＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿］（以下、「乙」という）は、甲が上記権利を有すること、及び、本件キャラクターが犬山市の地域振興のために非常に大切な存在であることを理解した上で、本件キャラクターの使用を希望した。

上記次第で、後記第１条によって規定する本件キャラクターの使用を、甲が乙に許諾することを目的とし、甲及び乙は以下の通り合意し、本契約を締結する。

第１条（許諾の範囲）

１．　乙は、営利目的（金銭上の利益を得る目的）で本件キャラクターを使用する場合、本件キャラクターの図形または名称のロゴを、別紙犬山市公式キャラクターわん丸君デザインマニュアル（以下、「別紙デザインマニュアル」という）に記載された形態のとおりに使用して、本条第２項に定める対象行為を、後記第７条の対価条件にて行うことができる。

２．　［対象行為：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿］

（例）「商品〇〇の有償譲渡（販売）」、「サービス〇〇の有償提供（有料での提供）」

３．　乙は、本条第１項に定める行為のほか、本件キャラクターの図形または名称のロゴを、別紙デザインマニュアルに記載された形態のとおりに使用して、本条第２項の対象行為のための広告を行うことができる。

４．　乙が本条第１項及び第３項の行為を行うことができる地域は、日本国内とする。

５．　乙は、以下に例示される場合であって、本件キャラクターの図形を、別紙デザインマニュアルに記載された形態を変形して使用することを希望する場合は、あらかじめ甲に相談をするものとする。乙は、甲から書面による承諾を得た場合に限り、別紙デザインマニュアルに記載された形態を変形した形態で、本件キャラクターを使用することができる。

例：本件キャラクターを立体的な形状に表す場合（ぬいぐるみ、キーホルダー、アクセサリー等）

６．　乙は、本件キャラクターの図形及び名称のロゴを使用するにあたり、他の文字また

は図形を併記する場合、併記した文字または図形を含む全体が一体不可分と認識され得る形態となることがないように、十分留意しなくてはならない。
７．　甲は、本条第２項に定める対象行為と同一または類似する行為について、乙以外の第三者に本件キャラクターの使用を許諾することができる。

第２条（甲による使用の管理）
１．　乙は、本件キャラクターを使用した第１条第２項の対象行為を開始する前に、当該行為のために本件キャラクターを使用した物１種類につき見本１個を、甲に提出するものとする。
２．　前項により乙が提出した見本を甲が承認しない場合は、乙は当該見本にかかる対象行為をしてはならない。
３．　乙は、本件キャラクターの使用にあたり、甲の意見を尊重し、甲が修正を要求したときは、これに応じなければならない。
４．　乙は、第１条第３項に基づき本件キャラクターを使用した広告に関し、印刷物や写真などの資料の提示を甲から求められたとき、及び、本件キャラクターの使用の態様についての説明を甲から求められたときは、これに応じなければならない。

第３条（禁止規定）
１．　乙は、本件キャラクターの使用にあたり、本件キャラクターの品位、イメージ、顧客吸引力、営業上の信用等を損なう使用をしてはならない。
２．　乙は、本件キャラクターの使用にあたり、甲が異議を表明した態様による使用をしてはならない。
３．　乙は、第１条の定めにより甲から許諾された行為を、第三者に再許諾することはできない。
４．　乙は、甲から本件キャラクターの使用を許諾された第１条第２項の対象行為とは異なる行為について、本件キャラクターを使用してはならない。乙が、第１条第２項の対象行為とは異なる行為について、本件キャラクターを使用することを希望する場合は、別個の契約を甲と締結しなければならない。
５．　乙は、甲の書面による事前の承諾なしに、本件キャラクターと競合するキャラクターを使用して、第１条第２項の対象行為と同一または類似の行為を行ってはならない。
６．　乙は、本件キャラクターと同一または類似するキャラクターに関して、商標登録出願及び意匠登録出願をしてはならない。

第４条（違反行為）

１．　乙が第１条～第３条に違反した場合、甲は乙に対し、相当の期間を定めてその是正を催告するものとし、当該期間内に乙の違反行為が是正されなかった場合、甲は本契約を解除することができる。

２．　前項により本契約が解除された場合、乙は３年の間、甲に対し本件キャラクターの使用に関して新たな契約を求めることができない。

３．　第１条～第３条に違反する乙の行為により甲に損害が生じた場合、甲は乙に対し相当の損害額の賠償を求めることができる。

第５条（製造物責任）

１．　乙は、第１条第２項の対象行為を行うにあたり何らかの物を製造する場合、その物について製造物責任が問われることのないよう、十分な注意を払うものとする。乙の製造した物の構造上の欠陥など、本件キャラクターに基づかない事由に基づいて、乙が第三者から差止請求、損害賠償請求等を受けた場合は、乙は自己の責任において当該請求に対処しなければならない。

２．　前項の乙の製造物責任に対して甲はいかなる責任も負わないが、第三者からの請求に対し甲に金員の負担が発生した場合は、甲は乙に対して求償することができる。

第６条（第三者による侵害行為）

１．　乙は、第三者が本件キャラクターに基づく著作権または商標権を侵害し、或いは、その他の行為により第１条第２項の対象行為を妨げていることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲が適切な措置を採るために必要な協力をしなければならない。

第７条（対価）

１．　乙は、第１条の定めにより甲から許諾された本件キャラクターの使用の対価として、第１条第２項の対象行為ひとつ当たり５，０００円を甲に支払う。

第８条（契約期間）

１．　本契約の有効な期間は、本契約の日から２０２９年３月３１日までとする。

２．　本契約の終了後に、引き続き本件キャラクターを使用することを乙が希望する場合は、新たな契約の締結を甲に対して求めることができる。

３．　本契約の締結にあたり、本条第１項の期間を越えて同一の行為について本件キャラクターの使用を継続することを希望する場合は、乙は甲に対してその旨を申し出ることができる。当該申し出がなされた場合、甲は本条第１項の期間が終了する前に、本条第２項の新たな契約のために必要な書面を乙に送付する。

第９条（契約終了後の措置）

１．　乙は、第８条第２項の新たな契約を甲と締結しない場合、本契約の終了後、本件キャラクターを使用する行為を、直ちに停止しなければならない。

２．　本契約終了後に本条第１項及び第２項に違反して、または、第４条第１項により本契約が解除された後に、乙が本件キャラクターを使用する行為、及び、本件キャラクターを使用して広告する行為を継続する場合、甲は乙に対して、違約金として行為１種類につき５０万円を請求することができる。

第１０条（協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項または解釈に疑義ある事項については、信義誠実の原則に則り甲乙協議の上、これを解決するものとする。

本契約締結の証として本書二通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自一通を保有する。

年　　月　　日

※日付は犬山市観光協会で記入します

（甲）　〒484-0086　愛知県犬山市松本町四丁目２１番地
電話　0568-61-2825
一般社団法人犬山市観光協会
会長　　岡田　雅隆　　印

（乙）　（住所）〒
（電話）
（名称）
（代表者）　　印